第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項中第二十五号を第二十六号とし、第十三号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第二十一条第二十号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

第五条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　前項に定めるもののほか、国家公安委員会は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3　国家公安委員会は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

第十二条の二第一項中「第五条第二項第二十四号」を「第五条第四項第二十五号」に改める。

第十二条の三を第十二条の四とし、第十二条の二の次に次の一条を加える。

（資料の提出の要求等）

第十二条の三　国家公安委員会は、第五条第六項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2　国家公安委員会は、第五条第六項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

3　国家公安委員会は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

4　国家公安委員会は、第二項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

第十七条中「第五条第二項各号」を「第五条第四項各号」に、「及び同条第三項の」を「並びに同条第五項及び第六項に規定する」に改める。

第二十一条中第二十三号を第二十五号とし、第十九号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十八号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十　犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関すること。

第二十一条中第十七号を第十八号とし、第五号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「こと」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五　第五条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第三十条第一項中「第五条第二項第二号、第四号から第十四号まで、第十六号から第十九号まで及び第二十二号から第二十五号まで」を「第五条第四項第二号、第四号から第十五号まで、第十七号から第二十号まで及び第二十三号から第二十六号まで」に改める。

第三十三条第一項中「第五条第二項第十七号及び第十八号」を「第五条第四項第十八号及び第十九号」に改める。

第三十七条第一項第十二号中「第二十一条第二十号」を「第二十一条第二十二号」に改める。

第三十八条第四項及び第四十七条第二項中「第五条第三項」を「第五条第五項」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第四条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

2　前項に定めるもののほか、金融庁は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3　金融庁は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

第四条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

附則第八条中「第三条」を「第三条第一項」に、「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改める。

（消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正）

第五条　消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

2　前項に定めるもののほか、消費者庁は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3　消費者庁は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

第四条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項に定めるもののほか、消費者庁は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一　消費者基本法第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項

二　食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項

3　前二項に定めるもののほか、消費者庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

（総務省設置法の一部改正）

第六条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二款の二」を「第三款」に、「第二款の三　独立行政法人評価制度委員会（第十七条の三）」を「第四款　情報公開・個人情報保護審査会（第十七条の三）　第五款　官民競争入札等監理委員会（第十七条の四）　第六款　独立行政法人評価制度委員会（第十七条の五）」に、「第三款」を「第七款」に、「第四款」を「第八款」に、「第五款　電波監理審議会（第二十条・第二十一条）」を「第九款　電波監理審議会（第二十条）　第十款　統計委員会（第二十一条）」に改める。

第三条に次の二項を加える。

2　前項に定めるもののほか、総務省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3　総務省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

第四条中「前条」を「前条第一項」に改め、同号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定並びに官民競争入札及び民間競争入札の実施の監理に関すること。

第四条中第十二号を第六号とし、第十三号から第十八号までを六号ずつ繰り上げ、同条第十九号中「第十七号」を「第十一号」に改め、同号ロ中「第十五号」を「第九号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第二十号を第十四号とし、同条第二十一号中「第十九号」を「第十三号」に改